

## 組織・規約・選挙に関する合意事項（案）

新党協議会

### 1. 規約の改正（民進党規約をベースに）

#### （1）代表選挙及び代表の任期等

- （ア）新党結成にあたっては、共同代表を置くことができるものとし、その後、本年9月末までに代表選挙を実施する。
- （イ）代表解任は党大会の決定をもって決定されるが、その後の代表選挙には解任された代表の再出馬を妨げない。
- （ウ）代表任期が三ヶ月未満の場合で代表が解任された場合には、残余の期間、代表代行がその職責を果たし、代表選挙を実施する。
- （エ）何らかの理由で代表が欠けた場合には、新たに代表が選出されるまでの間、代表が予め定めた代行者がその職責を担う。

#### （2）政策に関する意思決定機構改革及び党議違反への厳正な対応

常任幹事会に代わり総務会を設置し、議長として総務会長を置く。特に重要な政策については総務会に決定権を付与する。  
重要事項に対する総務会決定などの党議に反する行為・言動に対しては、倫理規則上の措置・処分を行うことを明記する。

#### （3）党部局とその長の在り方

党部局に責任を与え、その長が当該部局を統べる形を明確化する。

#### （4）政調改革

党シンクタンクの創設、政調への自治体議員及び専門家の参加を可能にする。

### 2. 組織・選挙に関する基本的な考え方（規約改正を伴わないもの）

（1）地方議員総支部制度自体は継続する一方、地方議員総支部から国会議員若しくは党本部が決定する次期国政選挙候補者による総支部への円滑な移行、及びこの移行が行われるまでに拠出された党交付金を自治体議員のために使用する制度を確立する。

（2）党員・サポーター募集期限の延長を原則とするが、具体的期限については新党執行部が決定・通知する。

（3）民進党に所属していた議員との関係及び地域政党との関係を期限付きで定めた現行規約の暫定措置については、当面これをそのまま引き継ぐ。